

三重県小学生バレーボール連盟 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（第5版）

三重県小学生バレーボール連盟として、昨年11月に当ガイドラインを改正し遵守いただいているところですが、新たに得た知見や情勢の変化等を反映し、第5版として改正します。（主な修正点・強化点を「朱記」）

関係各位にあたっては、当ガイドラインの内容を遵守いただき、感染リスクを高めない努力をしていただきますようお願いいたします。また、国、県、日本バレーボール協会、日本スポーツ協会等のガイドラインが変更となった場合、適宜見直しを行い、都度ホームページに掲載いたします。

1. 活動実施の基本的対応方針

- (1) 3密（密閉、密集、密接）の排除やソーシャルディスタンス（2m：最低でも1m）の確保、換気・十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、外部からの空気の流れを常時作ることの徹底、手洗いや手指消毒の徹底
- (2) 事業参加者の情報把握の徹底（特に選手の「プレー」を伴う事業実施の際）
 - ① 健康状態、② 学校や勤務先等の状況、③ 7日前までの行動、④ 連絡先、⑤ 同居保護者の同意
 - ・指導者（チーム代表者）は、選手・スタッフの健康状態を把握することはもとより、選手所属学校の状況及びスタッフの勤務先等の状況も確認できるようにする。
 - ・選手の在籍する学級(学校)が学級(学校)閉鎖の場合は、活動参加しないよう徹底する。
 - ・感染者や濃厚接触者が発生した場合、保健所からの行動履歴調査の際、当該者はバレーボール団体に所属していることを必ず報告させるとともに、感染予防対策の実施状況について包み隠さず報告できるようあらかじめ体制を整えておく。

2. 事業実施判断基準

- (1) 国及び県、市町村、教育委員会、スポーツ少年団等「所管箇所」からの指示・要請が「活動休止」「自粛」を求めているない。
- (2) 参加選手の在籍する学校が、部活動・スポーツ活動の中止や、校内及び校外でのスポーツ活動（「社会体育」含む）の中止を要請していない。
- (3) 学校開放事業の主管団体が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に、学校開放事業を中止していない。

3. 活動時のマスク着用判断について

(1) マスク着用の判断

- ・大会、強化練習会、練習試合を実施する際には、感染状況や体育館空調設備の有無等から、事務局等関係者が協議してマスク着用の有無を判断した上で要項に記載し、全参加チーム選手及び同居保護者の同意を得る。(チェックシート提出により同意とみなす)

※ 強化練習会とは、複数チーム選手が一同に会し、特定の指導者のもと技術指導を行う練習会を指し、練習試合とは、複数チームが一同に会し、試合を通じて競技力向上を狙いとする練習会を指す。

(2) マスク着用で活動する場合

- ・選手及び保護者に対してマスク着用による感染予防効果と、安全性の根拠（日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を参照）を説明した上で、選手及び同居保護者の同意を得る。
- ・マスク着用は、体育館内気温が 28℃未満（WBGT25 未満）に限ることとし、これが実施できない場合は、マスクを着用しない事業運営を行う。

【マスク着用で事業を行う場合の留意点】

- ・目安として 10 分に 1 回、マスクを外し休憩・給水する時間を設定する。
- ・試合実施の場合、7 点・14 点到達時に 1 分間の休憩・給水時間を設ける。
- ・指導者は、選手の顔が赤くなる等の熱中症の徴候に細心の注意を図り、危険と判断した場合は、ただちに休憩・給水・塩分補給させる。
- ・マスクを着用していても、その他の感染対策の実施は必須であることに留意する。

4. 事業実施時の対応

(1) 選手（指導者）の活動での対応（プレー面での対応）

※ アルコール（エタノール）消毒液の準備は必須。消毒液は濃度や成分等に注意し、健康に影響がなく効果のあるものを利用してください。

- ① 参加を強制しない。また、保護者の承諾を必ず得る。
- ② 県外遠征等宿泊を伴う事業については、県及び市町村、各教育委員会の指示・要請に従う。（例：県が県間移動の自粛を求めている場合は自粛する）
- ③ 活動前に、検温・体調確認を行い、少しでも感冒症状が見られる場合は、参加させない。

※ 学校等でも行われているが、体調が変わることあるので必ず実施する。

- ④ 活動中に、選手の体調不良が把握された場合は、速やかに帰宅させるようにする。
- ⑤ 選手は、活動時以外（行き帰りも）マスクの着用を徹底する。
- ⑥ 指導者及び保護者は、マスクの着用を徹底する。（行き帰りも）
- ⑦ 部室（ロッカールーム）でのマスク未着用でのクラスターが発生していることに十分留意し、換気を十分に行い、出入口のドアノブや共用使用する物品の消毒を徹底するとともに「ソーシャルディスタンス」を確保させ、マスクを着用させる。
- ⑧ 部活動の練習等、参加者数が多く、かつ利用できる体育館面積が小さく「3密の排除」「ソーシャルディスタンスの確保」が難しい場合、分散して実施する等の工夫を行う。
- ⑨ 活動前後の手洗いや手指消毒を徹底し、練習中にも適宜機会を設ける。特に練習終了後は30秒の手洗いを必ず実施する。（選手だけでなく、指導者も）
- ⑩ 支柱、ネット、アンテナ等共用器具も触れる箇所については使用前後に消毒する。消毒できない物を使用する場合は、使用前後に必ず手洗いをする。
 - ※ 消毒により錆の発生等が考えられるため、あらかじめ施設管理者の承諾を得る。
- ⑪ 体育館の換気・外部からの空気の流れを常時作ることを徹底する。
- ⑫ ウォーミングアップの際、できるだけ「ソーシャルディスタンス」（プレーする場合は2m以上）を確保し、身体接触する2人組のストレッチ等はできるだけ行わないか、手袋（軍手等）を使う等工夫する。また、隊列を組んだランニングは、飛沫が後方にも約10m飛んでしまう場合もあることから、実施方法を工夫する。熱中症発症等の体調変化に細心の注意を払う。
- ⑬ 選手同士が接触しないような練習を工夫する。手をつなぐ、腕を組む等は避ける。
- ⑭ ブロック練習等、ネット越しに距離が近くなり、ソーシャルディスタンスを確保できない場合もあるので、実施方法を工夫する。
- ⑮ マスクを着用したままでのプレーは、熱中症を招く要因ともなることから、熱中症発症等の体調変化に細心の注意を払う。
- ⑯ 指導者は必ずマスクを着用し指導する。また、大声を出して指導しない。話をする場合は、短めにする。
- ⑰ 円陣を組んでのミーティングや声かけは2m以上の距離を取り、選手間や選手と指導者間での身体的接触はグータッチ・肘タッチも含めて一切行わない。
- ⑱ シューズの底は触らない。（触らせない）
- ⑲ シューズ底を消毒液含有の雑巾等で定期的に消毒させる。
- ⑳ ネット際等で、相手に向けた状態での発声は控える。
- ㉑ 定期的なボールの消毒を必ず実施し、消毒する場合は、消毒実施者が必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。
- ㉒ プレー中は、ハンドタオルを携帯し汗を拭き、汗がボールにつくことを抑制する。また、ハンドタオルは個人用として、共用しない。
 - ※ 汗を拭く動作により顔に手をもっていくことを避けるため。

- ②③ 給水のためのスクイズボトルや水筒は、必ず個人で準備して使用し、共用しない。また、給水が手を顔や口付近に持っていく機会となるため、給水前の手指消毒を徹底する。
- ②④ 熱中症対策も忘れずに行い、水分補給や休息等をこまめに行う。

(2) 大会等（強化練習会・練習試合含む）の対応

- ① 実施する場合、当連盟作成「要項に記載すべき事項」「会場に掲示すべき事項」「参加にあたってのチェックシート」を利用する。（三重県小学生バレーボール連盟ホームページ ダウンロードページに掲載）
- ② 「大会開催ありき」で判断するのではなく、感染リスクへの対応を最優先に考え、対応が整わない（対応を実施できない）場合は中止又は延期を検討する。
- ③ 3密排除、ソーシャルディスタンス確保のため、次のようなかたちで会場設営を行う。

【会場設営について】

- ・参加チーム数及び人数は、「コート1面あたり4チーム(48名程度)」とする。やむを得ずこれを超える参加チーム数で開催する場合、試合をしていない選手はアリーナへの入場を避け、別室・観客席等で待機させる。なお、観客席で待機させる場合、保護者等観客の人数と合わせ、前後左右最低1mのソーシャルディスタンスを確保（マスク着用の場合）できる人数に制限する。同一建物内で待機場所が確保できない場合、入場時間をずらす、別会場を確保する等、工夫する。いずれの対策もできない場合は、中止を検討する。
- ・学校施設等、観客席の無い（立ち見場所は観客席とみなさない）又は少ない体育館では、コート1面あたりのチーム数やコート数を制限する。
- ・チーム（選手）と競技役員又は観客との動線を区別し、更に会場のゾーニングと動線について次のとおり設計する。（会場のゾーニングを徹底することで、感染者が発生した際の影響範囲を限定することが可能になるため）
 - ゾーン1：競技関連
 - ・コート、ベンチ、ウォームアップエリアを含む競技エリア、選手入場口、選手及び審判員の控室
 - ゾーン2：大会運営スタッフ（補助役員）
 - ・運営スタッフ控室
 - ゾーン3：観客、保護者、応援団等
 - ・客席、保護者、応援団
- ・各エリアのゾーニング及びゾーン毎の動線を設定しながら、人と人との接触を制限する。特に「ゾーン1」に入る関係者については必要最低限の人数で運営する。

- ④ 練習試合の際は、1チームの人数をできる限り少なくする。試合に出ない選手等は参加させない。

- ⑤ 大会当日の選手、保護者、役員等の人数をあらかじめ想定し、必要に応じて事前に制限をかける。体育館観客席は、前後左右最低でも1mを確保できる人数とする。また、試合設定時間に余裕をもたせる等、フロアでのプレー人数を限定する。
- ⑥ トイレや体育館の入り口に、消毒液を設置する。また、トイレには、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ⑦ 手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意し、「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ⑧ 受付には消毒液を設置するとともに、アクリル板等の設置やフェイスシールドの着用により対面によるリスクを軽減する。（受付業務を減らすため、インターネットを活用した事前受付を検討・実施）また、受付時の密を防止するため、距離をおいて並べるよう目印等を設置する。受付スタッフのマスク着用は必須。
- ⑨ 大会当日、会場に入場する選手、関係者（保護者等の応援での来場も含む）すべてから「参加にあたってのチェックシート」の提出を受ける。チェックシートの提出のない方は受付等で記入いただく。（体温計の準備が必要）また、大会の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者から提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも2週間以上）を定めて保存しておく。なお、県や市の総合体育館等、大会開催時に一般利用がある場合、可能な限り一般利用者が会場に入らないように或いは区分できるようにする方法について、事前に体育館と協議する。
- ⑩ 練習試合実施の際は、参加チーム数を前述の「3.（2）③」に基づき決めた上で、①あらかじめ指導者間の連絡体制を整える ②選手の体調を必ず確認する ③会場への入場者数を管理する 以上3つを条件に、チェックシートの提出までは求めなくてよい。
- ⑪ 選手の会場移動での「相乗り」も「3密」になることに留意し、相乗りする場合は常に換気を実施する。
- ⑫ 更衣室（選手控室）等は、利用時間を設定する等の工夫を行うとともに、消毒実施にも留意する。
- ⑬ 代表者会議では、参加者全員がマスク着用を徹底し、短時間で実施することや、換気の徹底を行う。
- ⑭ 外部からの空気の流れを常時作った上で、1セット（又は1試合）終了のたびに換気する等、会場の換気を徹底する。（会場に空調がある場合で、換気機能がある空調設備の場合でも、サブアリーナ等狭い体育館では、大型送風機等により外部からの空気の流れを常時作る）
- ⑮ 食事の際が最もリスクが高く、「3密排除」「ソーシャルディスタンス確保」「会話しない」ことを徹底する必要があるため、あらかじめ食事場所を設定する等配慮を行い、食事の際の「指導（・私語及び会話は厳禁・他者の正面に座らないようにする）」をしっかりと行う。
- ⑯ 応援については、マスク着用とソーシャルディスタンス確保を徹底した上で、大声を出さずに拍手での応援を徹底するよう関係者に依頼する。徹底できない場合、事業中止を検討する。鳴り物（太鼓・メガホン・空ペットボトル等）を

使った応援は、選手のプレー中のコミュニケーションの声を大きくすることを誘発するため禁止する。(ボールデッドの際も)

- ⑰ ベンチ、ウォームアップエリアにおいても、マスク着用とソーシャルディスタンスの確保(例: ベンチでは1席分空けて座る・間隔を空けて配席する・控え選手は1m間隔で横1列に並ぶ等)を最優先とする。
- ⑱ 選手間や選手と指導者間での身体的接触はグータッチ・肘タッチも含めて一切行わない。
- ⑲ シューズの底は触らない。(触らせない)
- ⑳ シューズ底を消毒液含有の雑巾等で定期的に消毒させる。
- ㉑ 定期的なボールの消毒を必ず実施し、消毒する場合は、消毒実施者が必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。
- ㉒ 副審等、ボールを頻繁に触ることが考えられる場合も、必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。
- ㉓ 感染が急拡大している場合、コートチェンジは行わない。
- ㉔ ラインジャッジフラッグ、得点板、モップ等も適宜消毒を実施する。
- ㉕ タイムアウトの時間を1分にする等の工夫を行い、給水時の手指消毒を徹底する。
- ㉖ 試合開始時の選手間の握手や、審判員との握手、試合後の相手チームベンチへの挨拶は行わない。
- ㉗ 審判からの飛沫防止及び審判の感染防止のため、ホイッスルは可能な限り電子ホイッスルを利用する。(ホイッスルカバーを準備できる場合は、この限りではない)
- ㉘ 大会主催者は、参加者の安全を確保するため、定めたルールを遵守できず、大会運営上他の参加者の安全が確保できないと判断できる場合、当該参加者には大会等への参加取り消しや、途中退場を求める。
- ㉙ セレモニーは、主催者が最低限必要だと判断するものだけにとどめ、開催する場合はマスク着用の徹底と、2mの「ソーシャルディスタンス」の確保を図る。
- ㉚ 複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、レバー等)は、こまめに消毒を行う。
- ㉛ 大会前後の多人数での懇親会の実施は避ける。

(3) 各種会議の対応

- ① まずは「オンライン」や「書面」での開催を検討する。
- ② 実開催の場合、以下の点に留意する。
 - a. 感冒症状のある人、体調の悪い人、政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合(期間等については、日本入国時の検疫措置〈厚生労働省HP「水際対策」等参照〉に沿う)は、自主的に参加させない。
 - b. 消毒液を準備し、配席については「ソーシャルディスタンス」に十分配慮する。

- c. 会議時間は長くても3時間以内にとどめる。時間短縮のため、会議資料の事前配布等の工夫を行う。
- d. a～cの対応ができない場合、実開催を見合わせる。

5. チーム関係者〔指導者・選手・選手保護者・応援者（すべて同居家族含む）〕に感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応

- ・チーム関係者が「濃厚接触者」となる疑いが発生した段階で、感染者との接触日及び感染者の発症日、保健所の判断状況等の情報が、チームの活動実施の判断をする顧問・指導者にタイムリーに入るよう、情報連絡体制を整える。
- ・【活動可否の判断及び期間】

ケース	当該参加者の活動可否	その期間
① 同居する家族等が濃厚接触者として判定された場合又は自主的に濃厚接触者と判断した場合	当該参加者本人が無症状であれば参加することは可能	—
② 同居する家族等が感染した場合	参加できない	保健所又は医療機関から指定された期間 《指定されていない場合は、次のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除） ① 感染者の発症日（無症状の場合は検体を採取した日） ② 住居内で感染対策（家庭内でのマスクの着用、物資の共用を避けるなど）を講じた日》
③ 当該参加者本人が濃厚接触者と判定される可能性が出た場合	当該参加者本人が無症状であれば参加することは可能	—
④ 当該参加者本人が濃厚接触者として判定された場合又は自主的に濃厚接触者と判断した場合	参加できない	感染者と最後に接触した翌日から5日間 《最終接触日を0日目とする》

⑤ 当該参加者本人が感染した場合	参加できない	保健所又は医療機関から指定された期間《症状が出た日（0日目）から7日間以上経過、かつ症状軽快から24時間以上経過》
------------------	--------	---

（補足）

- ・②、④に該当する場合で活動を再開する際は、解除日から2日間が経過するまでは、不織布マスクを着用の上、活動すること。不織布マスクを着用できない場合は、解除日から2日間が経過するまで、活動の再開を見送ること。
- ・③に該当する場合でも、チームから感染者が発生した場合は、感染者と最後に接触した翌日から5日間、チームとしての活動は行わず、チーム関係者の健康観察を実施する。ただし、健康観察期間内に大会がある場合、大会当日の朝、国が承認した抗原定性検査キット（医療用又は一般用：研究用は、国から承認を得ていない物になるので、注意すること）を用いた検査で陰性を確認した者は、大会の参加（チームとしての活動）を可とする。
- ・⑤に該当する場合で活動を再開する際は、解除日から3日間が経過するまでは、不織布マスクを着用の上、活動すること。不織布マスクを着用できない場合は、解除日から3日間が経過するまで、活動の再開を見送ること。
- ・「参加にあたってのチェックシート」の確認事項も確認し、当該参加者の活動可否の判断をする。

・【関係者への連絡】

(1) 当該参加者本人が濃厚接触者として判定された場合

- ・不要

(2) 当該参加者本人が感染した場合（個人名は絶対に漏らさない）

- ・7日前までさかのぼり、大会・強化練習会に参加していた場合はその事務局まで、練習試合を実施していた場合は対戦相手の指導者まで連絡する。併せて所属する組織（育成会等）の代表者又はそれに代わる方へも連絡する。
連絡を受けた大会・強化練習会事務局は、大会等参加チーム指導者に事実を伝え、連絡を受けた大会・強化練習会参加チームは、チーム関係者の健康観察を実施する。（練習試合対戦相手も同じ）
- ・連絡を受けた大会・強化練習会参加チーム及び練習試合対戦相手指導者は、大会・強化練習会参加日から連絡を受けた日までの間に、別の大会・強化練習会に参加した場合は、当該大会・強化練習会事務局に、練習試合を実施した場合は、練習試合対戦相手指導者に連絡する。

- ・保健所の調査に対しては、練習や大会・練習試合での感染予防対策の実施状況について包み隠さず報告させる。（保健所の要望によっては、大会・強化練習会事務局が感染予防対策実施状況について保健所に説明する）

6. 指導者及び県小連（支部を含む）役員の責務

(1) 選手・スタッフに対し、対応策の意味を理解させる。

- ① 指導者は、なぜこのような措置をとるのかについて十分理解し、最新情報や感染予防対策について自身で情報収集する姿勢を持つ。
- ② 指導者は、選手・スタッフに対し、自身の行動がどのような結果に結びつくのかを踏まえて、なぜ手洗いの励行が必要か、なぜマスクを着用するのか等、基本的予防対策がなぜ必要かを理解させる。

(2) 保護者への協力を依頼する。

- ① 毎朝の検温や体調等、選手の健康状態について把握（留意）していただき、感冒症状が見られた時は、活動に参加させないよう事前に依頼し了解を得る。
- ② チームが事情により大会等に参加できないこともありうることを事前に説明し、了解を得る。

(3) 感染者やその家族に対する差別的な対応が問題になっていることについて、十分留意する。

(4) コロナ禍での活動については、選手・スタッフの健康・安全を最優先に守る責任と、後援団体等関係各所にも社会的責任を果たしていく必要があることを十分留意する。

(5) 指導者は、マスクを着用せず指導にあたる等、選手や保護者に不快な思いをさせることも一つのハラスメント行為にあたること、また、当ガイドラインに著しく反して事業を実施することは、日本バレーボール協会「競技者及び役員倫理規定：2 競技者及び役員の責務」に違反する行為であることを十分留意する。

今回の改正内容より厳しい規定や付加要件を持つ大会や
体育施設があることも予想されるので、その際は、当事
者と十分協議の上、対応する。

以上